平成２７年（フ）第１１３号
大分県別府市大字南石垣1518番地の257
ヴィラ大塚201号
債務者　塚田　由美
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１７５号
熊本市東区小山２丁目18番87号　コーポ小山Ｂ―106
債務者　合志　孝博
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８号
奈良県五條市西吉野町向加名生119番地の５
債務者　中谷　啓子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２７年（フ）第４１号
青森県弘前市大字湯口字二ノ安田81番地　市営住宅81あすなろ31号
債務者　兜森アキ子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第５５号
青森県平川市高木岡崎17番地２
債務者　百澤　　強
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第５２号
青森市大字野内字菊川314番地５
債務者　山田　武人
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５２号
青森県弘前市大字城南１丁目31番地11
債務者　葛西　君子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１６８号
熊本市南区南高江４丁目１番10―120号　市営住宅２Ｃ―４―120
債務者　正木　智子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４３号
松江市八束町波入43番地２
債務者　小川　　勉
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６７号
熊本市北区清水本町９番16号
債務者　樫野圭二郎
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３２４０号
東京都港区芝１丁目８―23―2107
債務者　後藤　　薫
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２６８号
神奈川県座間市相模が丘１丁目31―21―1403　ＮＩＣＥ　ＵＲＢＡＮ小田急相模原Ⅲ
債務者　澤田　健二
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３０３号
千葉県千葉市花見川区花見川９―20―405
債務者　松崎　健司
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３１１号
東京都練馬区東大泉７丁目34―28　サンホワイト井頭Ｂ208
債務者　本郷　卓也
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３１３号
東京都江東区東雲１丁目９―43―2109
債務者　竹内　良子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３１４号
東京都目黒区碑文谷１丁目24―３　中道方201
債務者　大澤　幸道
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３１５号
東京都足立区西新井本町２丁目13―12　ＷＩＴＨ　ＰＬＡＣＥ西新井本町北102
債務者　黒木　実季（旧姓藏根）
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部